

# 「内務省委託本」調査レポート

## 第11号：田中香涯と検閲の問題

—発禁になった本、ならなかった本—

2015年2月(報告/新井正人)

発行：千代田区立千代田図書館

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。1937(昭和12)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

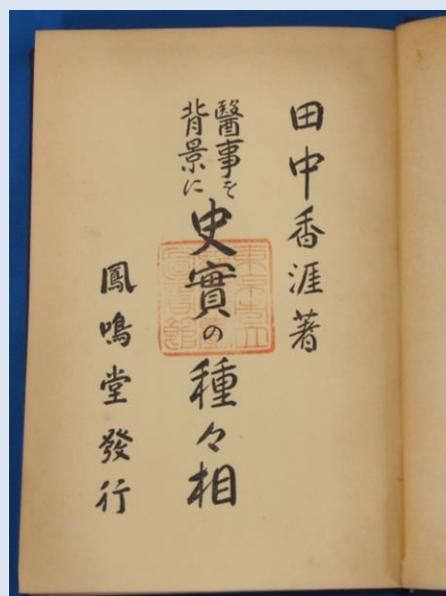
当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

### はじめに

本稿では、千代田図書館所蔵「内務省委託本」の『医事を背景に史実の種々相』(鳳鳴堂書店、1936年2月)を足掛かりに、著者田中香涯と内務省による出版検閲との関わりについて報告する。

『医事を背景に史実の種々相』は、膨大な史料を繙きながら、そこにあらわれた事象に対して著者の医学的知見による解釈を加えて行く著作である。その博覧強記ぶり、領域横断的な知の活動には驚きを禁じ得ないが、現在、著者である田中香涯の存在が顧みられることは稀である。後述するように、田中は明治後期から昭和戦前期にかけて、医学専門書、医学史書、語学書、一般向け医学書などの分野で夥しい数の著作を刊行し、また複数の医学系雑誌を主宰するなど旺盛な執筆活動を行った人物である。また、性的内容に関わる著作を数多く発表したため、たびたび検閲による処分を経験しており、その点でも興味深い人物と言える。

田中の経歴については未だ不明な点が少なくないが、現在判明している範囲で、医学と史学に跨る特異な著作を執筆するに至った彼の経歴について簡単に見ておきたい。経歴に関する以下の記述は、齋藤光「アカデミシャン、そしてポピュラーライターとしての田中香涯」(『彷彿月刊』17巻9号、2001年9月)を参照しつつ、筆者独自の調査を加味したものである。



『医事を背景に史実の種々相』標題紙  
田中香涯著(鳳鳴堂書店、1936年2月)  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

## 田中香涯という人物

田中香涯(本名=祐吉)は明治7(1874)年4月、大阪市北浜の六代続く漢方医の家に生まれた。明治27(1894)年、大阪府立大阪医学校(大阪帝国大学医学部の前身)を卒業、その後、台湾総督府医学校教授や日露戦役での陸軍軍医勤務などを経て、明治39(1906)年には母校の大阪府立高等医学校教諭に就任した。この間に田中は結婚、病理学研究のためのドイツ留学も経験し医学博士号を取得している。医学校教諭時代には主に医学専門書の執筆を行ったが、大正3(1914)年に依願退職をしてからは、アカデミズムから身を引き著述活動に専念する。大正期には、主に一般向けの医学書を継続的に刊行する傍ら雑誌の主宰を開始。医学校退職と同年に、一般向け医学雑誌『メヂチーネル』を主宰する。本誌は『医学及医政』、『医文学』と名称を変え昭和11(1936)年まで継続した。大正12(1923)年には、雑誌『変態性欲』を主宰し、本誌は大正15(1926)年まで継続。昭和に入ってから在野の著述家として多くの著作を発表したが、昭和19(1944)年5月に死去した。



田中香涯  
田中香涯著『医学以外の医学』  
(吐鳳堂書店、1924年12月)より  
国立国会図書館所蔵

以上が簡略な田中の経歴である。田中は増補版なども含め合計70冊以上の著作を刊行していたことが判明している。その中には『間違だらけの衛生』(大阪屋号書店、1920年5月)のように、幾度も版を重ねたロングセラーも複数存在する。また、自らが主宰する雑誌への執筆はもちろん、『東京医事新誌』などの医学専門誌、『太陽』、『日本及日本人』や新聞にも寄稿しており、その多作ぶりには驚かざるを得ない。著述の領域にしても、明治期には自身の専門である病理学や法医学の医学専門書が目立つが、大正期に入ってから、衛生学、性科学、優生学などの一般向け著作を著し、さらには史学、文学、民俗学など人文学の領域へと著作の幅を広げて行った。『学術上より観たる怪談奇話』(大阪屋号書店、1923年2月)、『変態風俗の研究』(大阪屋号書店、1927年5月)、『文芸と医事』(東学社、1934年7月)などは田中の領域横断的な執筆活動の様相を端的に物語る著作と言える。

## 性研究をめぐる検閲との攻防

さて、こうした田中の旺盛な執筆活動を支える一つの大きな柱となっていたのが性研究であった。田中が性研究へと向かった経緯について、彼自身の次のように述べている。

自分は元来病理学を専攻するもので性欲問題等に関係すべき筈ではなかつたのであるが今を去ること四五年前、自分の奉職せる学校で、一時法医学の講義を担任せねばならぬ事情が起り、其際、犯罪と性欲との関係を攻究するの必要と興味とを感じた結果、始めて性欲問題に手を出したのである、それより以来、性欲上の事項に就て自分の意見や、欧州諸学者の諸説を種々の雑誌に寄稿したことも鮮<sup>すく</sup>なくはない

「はじがき」(『男女の性欲研究』雅俗文庫、1912年11月)より

田中が性研究の著作を世に問うたのは、上述の『男女の性欲研究』が嚆矢と考えられる。ほぼ大正期の始まりを境として、田中は性研究への取り組みを本格的に始めた。先の引用にあるように、本来病理学を専攻していた田中が性研究へと赴いたのは学術上の必要からであったと言う。この点は後年に至るまで田中の性研究を貫くスタンスとなった。以下の一節に、彼の立場が端的に示されている。

近世来世に<sup>しょうしゅつ</sup>踵出する性的方面に関する著述論議の中には其の記事内容の卑俗浅膚なるもの<sup>すくな</sup>尠からず、之がため世の識者をして益々性に関する述作に対して厭悪侮蔑の念を抱かしめ、真摯なる性研究の行路に阻碍を与ふること愈々大ならんとす、慨するに堪ふべけんや、(中略)されども学術上の見地より、性欲を研究し観察することは啻に人生問題の重要な一面を解釈して意義ある知識を収め得るのみならず亦た興趣の津々たるを感知せずんば非ず、是れ余が攻学の暇を割きて性的生活の研究にも指を染むるに至りたる所以にして、世の冷笑誹謗の如きは余の念頭に懸げざる処なり

「自序」(『近世性欲学精義』実業之世界社、1922年6月)より

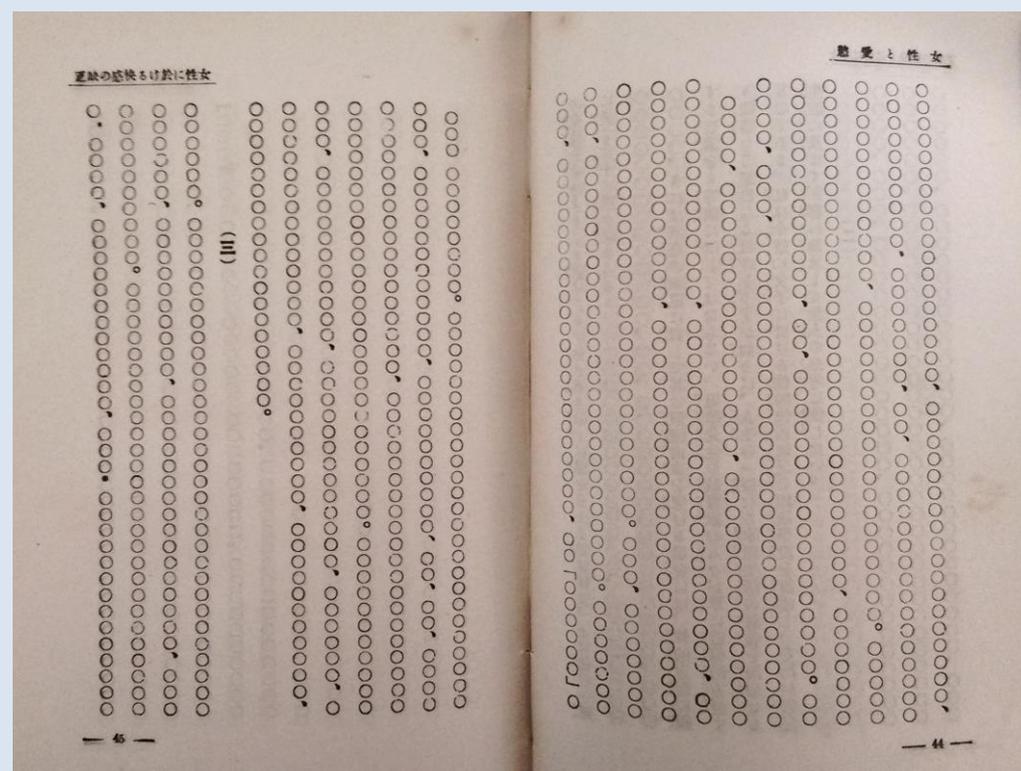
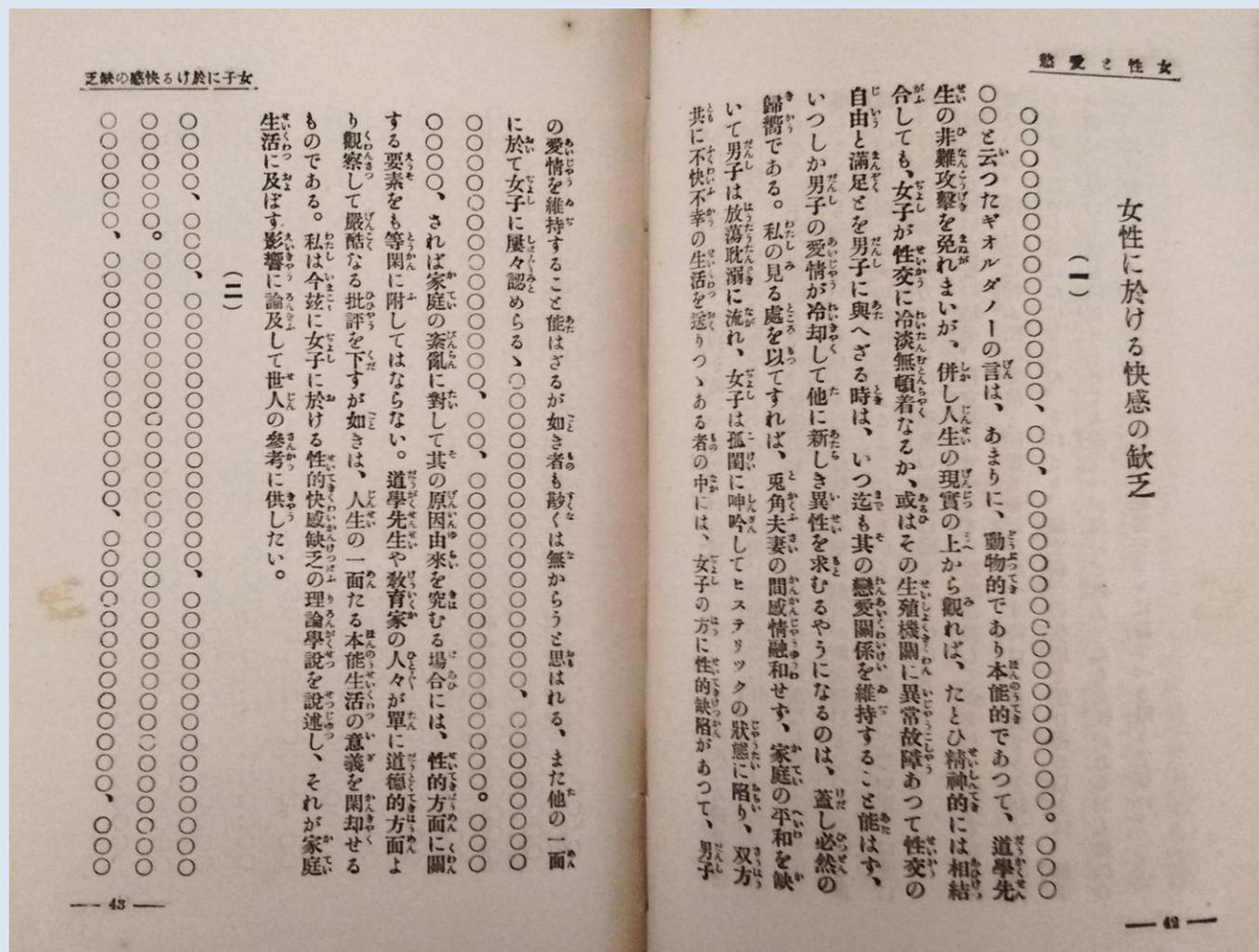
田中は自身の性研究をあくまで「学術上の見地」による「真摯なる性研究」と強調する一方、近年頻りに出版される「性的方面に関する著述論議」を「卑俗浅膚なるもの」と批判する。大正期には「通俗性欲学」と呼ばれるジャンルの通俗的な性科学書の出版が流行したが、そうした著作から自身の著作を差別化する意図が見える。

こうした田中の自負は、この後も性研究に関わる著作の序文などで繰り返し主張されることになる。だが、自身の性研究を学術的で真面目なものであると位置付けようとする企図があるにもかかわらず、田中の性研究の著作は、しばしば風俗壊乱に当たるとして出版検閲による処分の対象とされた。大正期の田中の振る舞いを見ると、検閲による処分を回避するために様々な努力を重ねていたことが判る。田中は「純学術上の見地より、性的生活、就中、変態性欲に関する事象を論究する」(「発刊の辞」『変態性欲』1巻1号、1922年1月)ことを企図した『変態性欲』誌の刊行を開始する。「変態性欲」とは性的逸脱・性的倒錯の意である。田中は本誌の刊行に際して、検閲で問題化されそうな箇所を予測してそこを予め伏字にしておく措置を取ったり、或いは予め内務省に相談して問題箇所の指定を受けたりして(いわゆる「内閲」)、処分の回避に努めた。また、この時期に刊行された『女性と愛欲』(大阪屋号書店、1923年8月)からは、処分回避のための田中の努力が端的に見て取れる。田中は「巻頭言」において、下記のように記している。

本書は性的方面より観察した女性と愛欲との関係を科学的に論述したもので、純真なる学究的態度の下に平素の管見を率直に披瀝した積りであるが、官憲の忌諱に触るゝの虞ありと思はるゝ個所は已むを得ず之を抹殺して伏字を用ゆるの余義なきに至つた。これは私の大に遺憾とする処である。

「巻頭言」(『女性と愛欲』実業之世界社、1922年6月)より

田中は、本書があくまで「純真なる学究的態度の下」に成ったものであることを強調しつつ、「大に遺憾」としながらも、処分対象となりそうな箇所を伏字にしたと述べる。実際の本文中におけるすさまじい量の伏字の使用については図版を参照していただきたい。



『女性と愛欲』  
 (上) pp.42-43  
 (左) pp.44-45  
 田中香涯著  
 (実業之世界社、  
 1922年6月)  
 個人蔵

だが、このような努力は処分を回避するための特効薬とは成り得なかった。繰り返される処分に対して田中は憤懣を募らせて行ったが、大正末年に或る決定的事件が起こる。『変態性欲』が姉妹誌である『変態心理』の1コーナーとして吸収合併された後、『変態心理』(17 巻 1 号、1926 年 1 月)に掲載した田中の「コプロラグニー」(糞便性愛)が処分の対象となった。この件をきっかけに、田中は以下の文章を発表し雑誌からの撤退を宣言する。

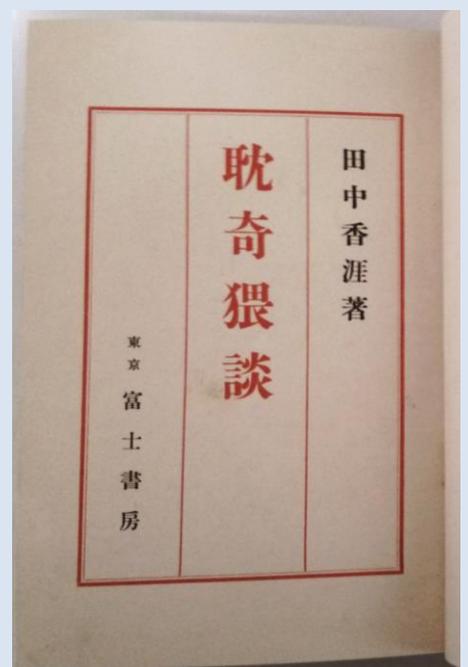
前号本欄に掲載した「コプロラグニー」の一篇が非常に官憲の忌諱に触れたものと見えて印刷後全文の抹殺を命ぜられ、若しこれに応ぜざれば新年号の『変態心理』の発売を禁止するといふ厳命を受けた旨、発行所の日本精神医学会より通知がありました時、私は意外の感に堪へませんでした。既に編集部の手加減で処々抹殺され極めて不徹底な、骨抜きどじょうの様な者となつてゐる彼の一篇が『変態心理』の発売を禁止するに値する風俗壊乱的の文字と看做されては、私としては最早今後執筆を継続する勇氣も元氣もありませんし(中略)今月以後断然執筆を御辞退することに致しました。

「『変態性欲』執筆辞退の辞」(『変態心理』17 巻 2 号、1926 年 2 月)より

田中は、処分を回避するためにこれまで払ってきた労力が報われない徒労感に襲われたのであろう。田中は引用部とは別の箇所「私自身では学者的良心を以て真面目に書いた者と思つてゐる論稿であつても、それが官憲側の忌諱に触れて、いつも抹殺を命ぜられるやうなことでは、どういふ風を書いて可いやら、<sup>きつぱ</sup>薩張り見当がつきません」とも述べており、学術目的を標榜する自身の企図が理解されずに処分の対象とされることを嘆いてもいる。田中は検閲との攻防の中で、自らの執筆意図が正しく斟酌されない事態に失望し、性研究に関する記事の執筆を諦めざるを得ない挫折を経験したのである。

## 『耽奇猥談』の検閲(発禁になった本)

では、対する内務省側はどのような論理のもとに検閲を行っていたのであろうか。田中は自身の執筆意図が検閲の結果に反映されない事態に不満を持っていたが、実際に検閲側はそのような点への配慮をなんらかの形で行うことがあり得たのだろうか。以下、内務省側の資料が残る昭和期の事例をもとに、田中の著作に対する検閲の実際を見ていくこととする。大正期の段階では便宜的に「内閲」が行われており、著作物に対する実際の検閲が行われる前に、執筆者側と内務省側が直接意思疎通を図る機会には皆無ではなかった。だが、昭和期にはこの措置は原則的に廃止されている。今回取り上げるのは、『耽奇猥談』(富士書房、1929 年 9 月)及び「内務省委託本」の『医事を背景に史実の種々相』である。



『耽奇猥談』 標題紙  
田中香涯著(富士書房、1929 年 9 月) 個人蔵

両書はともに性科学(医学)と民俗学・史学・文学(人文学)に跨る内容の著作で、田中の領域横断的な執筆活動のありようを示す好例であるが、前者は風俗壊乱による発売頒布禁止処分が下された著作であり、後者は検閲をパスした著作であるという違いがある。なお、検閲時に問題化された箇所を具体的に知ろうとする際、発売禁止となった図書については国立国会図書館等に残存する検閲正本や『出版警察報』における「禁止要項」の記述、検閲をパスした図書については検閲正本である「内務省委託本」にあたるのが適当である。本稿でも、以下、必要に応じてこれらの資料を参照する。



『耽奇猥談』表紙  
田中香涯著(富士書房、1929年9月)

個人蔵

さて、具体的な検討に入る前に確認しておくべき事項がある。当時の内務省警保局図書課において用いられていた検閲基準である「一般標準」と「特殊標準」についてである。筆者はレポート第5号「医学書の検閲」において風俗壊乱に関するこれらの基準を『新聞・雑誌・書籍 出版に必須な法規解説』(読書新聞社編集部、1934年11月)から引用・紹介したが、本稿の論旨にも関わることなので再度簡単に紹介しておく。詳細についてはレポート第5号を参照していただきたいが、概要について述べておくと、この「一般標準」と「特殊標準」は図書課の内規にあたり基本的に一般には知られておらず、運用の手順としては、まず「一般標準」に則って検閲がなされたのち、「特殊標準」を勘案して最終的な処分が決定されるという流れが取られていた。風俗壊乱に関する「一般標準」には、「猥褻なる事項」「乱倫なる事項」「残忍なる事項」「遊里魔窟の紹介にして煽情的なる嫌ある事項」「墮胎の方法を紹介する事項」の5項が規定され、「特殊標準」には「出版物の目的」「読者の範囲」「頒布区域」「発行当時の社会状態」「不穩ヶ所の分量」「社会に及ぼす影響力の大小」の6項が規定されている。以下、これらの基準を参照しながら、実際の検閲の様相を再構築してみたい。

まず検討したいのが『耽奇猥談』に対する検閲の様相である。図書の概要を把握するため、田中による「自序」と「目次」を掲げておく。

書名を『耽奇猥談』と付けて置きましたけれども、徒らに劣欲を挑発するやうな低級卑陋<sup>ママ</sup>猥の俗書では無く、真面目なる態度の下に、東西古今に於ける猥俗褻風をば、文献的学的の両方面より考証研究せる者であることを前以て巻頭に言明し、読者諸彦の御諒解をお願いする次第であります。

「自序」(『耽奇猥談』富士書房、1929年9月)より

女角力／女嫌い／男娼／墮胎／異常多産考／迷信と猥褻罪／女性間に於ける同性愛／性欲の転倒せる一女性の故殺未遂事件に関する旧記録より／禁圧利用の性画と性器／男根切断者の性病伝染／貝貨と生殖器崇拜／七難の陰毛／昼見世と夜見世／双奉公／十二歳の少女の妊娠／幼女分娩の虚説／剥瓜截指／江戸時代に於ける性的犯罪の例／自然石崇拜と生殖器崇拜／体臭の性的意義／一種の疼痛淫乱症／禁欲生活に基因する残忍性／強姦の鑑定難／黴毒の原名ジフイリス及びルエスの由来／黴毒性精神病一麻痺性痴呆と文化民族／女性的男子／きぬ／＼／獸類に於ける性的好悪／越中鶉阪神社の尻打祭／

戦国に於ける職業的売笑の起源／所謂刺嬢漢／年齢に因る愛の対象の変移／  
性欲と宗教／日本美人標準の変遷考／祭礼と性的解放／朝妻船／共同浴場と  
猥俗／鶉鴿伝説／去勢説話／半陰陽に関する説話／苦悶と性的興奮／日本に  
於ける梅毒の起源と蔓延に関する考証

「目次」(『耽奇猥談』)より

耽奇猥談

田中香涯著

東京市發行 九月二十二日禁止

著者ハ巻頭序言ニ於テ、本書ガ徒ラニ劣慾ヲ挑発スル如キ低級ノ俗書ニ非ザルコトヲ強調セルモ其内容題材等ニ至ツテハ終始卑陋猥褻ノ記述ヲ以テ一貫シタリ

左ニ其断片ヲ摘記スレバ

(前略)同性のみを愛する極端なる女性的男子は、夙に幼年時代から女性的性質を示し(中略)身に化粧を施し或は女装して同性の眷戀を求め、その歩行舉措等に至るまで殆んど全く女性的である。而してその同性に接觸するに當ては、自己女性的位置に置いて鶉姦或は股姦せしめ、之によつて絶大の快感を覚える。若し自己を男子の位置に置いて同性に接觸する場合には、恰も異性と交はるが如くに感じて非常なる不快を感じ、或は悪心嘔吐を催すに至ることもある。

「目次」の内容や図書の表題を見れば、本書が猥褻目的の著作と受け取られる可能性は十分にあるが、田中はその執筆意図を「真面目なる態度の下に」「文献的学的の両方面より考証研究せる者」であると「読者諸彦」に強調する。これは当然内務省側へのメッセージともなり得るわけだが、本書に対する検閲はどのように行われたのであろうか。

内務省側の資料には『耽奇猥談』について、「九月二十二日禁止」とあり、その処分理由と問題箇所の具体例が示されている。

『耽奇猥談』の処分理由

(『出版警察報』13号、1929年10月)

千代田図書館所蔵(復刻版)

著者ハ巻頭序言ニ於テ、本書ガ徒ラニ劣慾ヲ挑発スル如キ低級ノ俗書ニ非ザルコトヲ強調セルモ其内容題材等ニ至ツテハ終始卑陋猥褻ノ記述ヲ以テ一貫シタリ  
左ニ其断片ヲ摘記スレバ

(前略)同性のみを愛する極端なる女性的男子は、夙に幼年時代から女性的特質を示し(中略)身に化粧を施し或は女装して同性の眷戀を求め、その歩行舉措等に至るまで殆んど全く女性的である。而してその同性に接觸するに當ては、自己を女性的位置に置いて鶉姦或は股姦せしめ、之によつて絶大の快感を覚える。若し自己を男子の位置に置いて同性に接觸する場合には、恰も異性と交はるが如くに感じて非常なる不快を感じ、或は悪心嘔吐を催すに至ることもある。

「禁止要項 二、風俗」(『出版警察報』13号、1929年10月)より

ここで問題箇所として摘記されている記述は、確かに本文 192-193 頁に見ることができる。処分理由としては「卑陋猥褻ノ記述」が問題化されており、この箇所では「鶉姦」「股姦」といった性行為の直接的記述が検閲官の目に留まった可能性がある。そして、検閲基準に照らせば「一般標準」の「猥褻なる事項」による問題化がなされたと解される。しかしながら、これだけでは処分は決定されない。「特殊標準」を勘案する必要があるからである。そこで今一度処分理由に目を向けると、「終始卑陋猥褻ノ記述ヲ以テ一貫シタリ」とあった点が注目される。これは、「一般標準」の「猥褻なる事項」に抵触する箇所が余りに多かつたために、「特殊標準」の「不穩ヶ所の分量」の規定に照らしても救済が不可能であり、処分が決定したと解することができる。

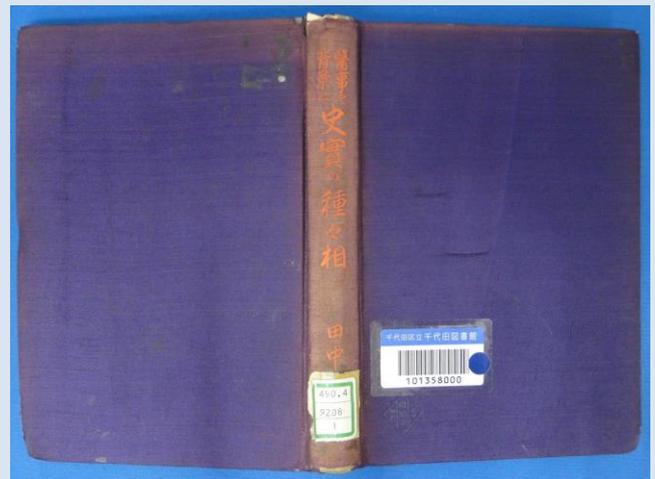
このように、内務省側の処分理由を見る限り、『耽奇猥談』への検閲は当時の検閲基準やその運用規則に則って機械的に行われていたと考えられる。処分理由に「著者ハ巻頭序言ニ於テ、本書ガ徒ラニ劣慾ヲ挑発スル如キ低級ノ俗書ニ非ザルコトヲ強調セルモ」とあるように、検閲官は一応田中の「自序」にも目を通していたことが判るが、あくまでも処分の決定は凶書の「内容題材」に基づいて行われており、田中の執筆意図が斟酌された形跡を見出すことはできない。

## 『医事を背景に史実の種々相』の検閲(発禁にならなかった本)

では、検閲をパスした凶書の場合はどうであろうか。次に『医事を背景に史実の種々相』の検閲について検討する。まずは先程と同様に「自序」と「目次」を掲げておく。

過去十余年間、折にふれ興に乗じて書きちらしておいた種々の随筆考証の中から史実に関するものを若干選び出して一纏めにしたのが本書である。書名に『医事を背景に』と冠したのは、直接或は間接に多少とも医事に交渉のある随筆考証の<sup>すくな</sup>少無<sup>しか</sup>いからであるが、併し又た純然たる史実上の述作も混じてゐる。大方識者の参考ともなるべき価値ある者でないが、幸ひに同好諸氏の清興に資するを得ば著者の望み足る。

「自序」(『医事を背景に史実の種々相』)より

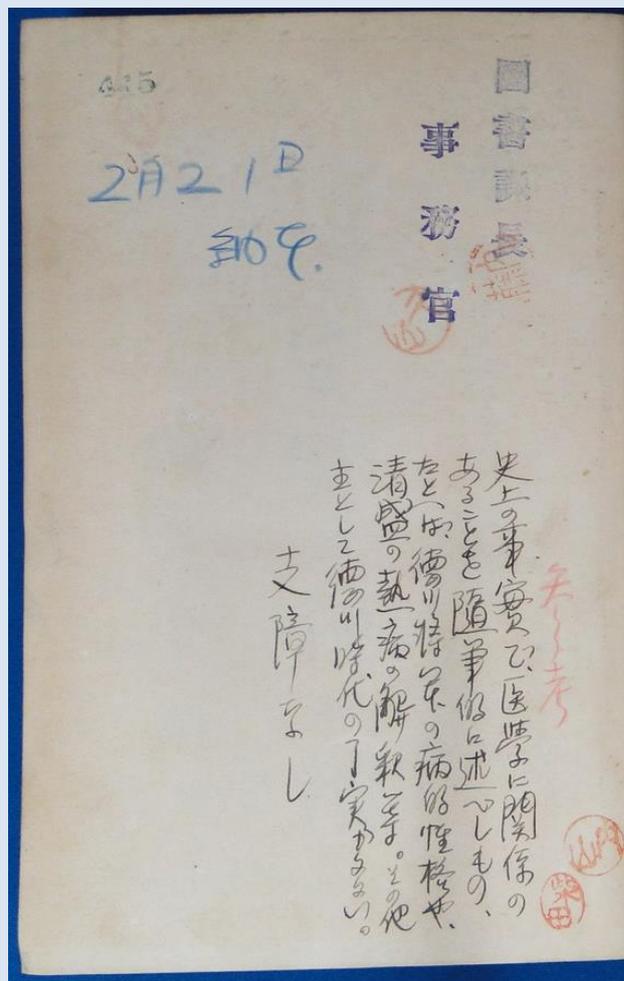


『医事を背景に史実の種々相』  
田中香涯著(鳳鳴堂書店、1936年2月)  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

一、開国論者としての杉田玄白／二、最初の欧州留学／三、第五代将軍徳川綱吉は精神病者か／四、吉良義央の刃傷と栗崎道有／五、糞と尿／六、日本一の巨大漢／七、我国に於ける初発梅毒(唐瘡と琉球瘡)の由来／八、日本巫娼考／九、日本男娼史考／一〇、平清盛の熱病の正体／一一、平重盛の死／一二、北條義時の死／一三、ナポレオン一世の最期／一四、涅槃の由来／一五、妊婦の腹帯／一六、狐と稻荷／一七、死体愛重の古俗／一八、江戸時代の医者／一九、江戸時代の女給／二〇、梅毒病発見後二十五年(昭和五年)／二一、ダーウインを追想して(昭和六年)／二二、煙草とチヤン、ニコー(昭和六年)／二三、モルヒネの発見者セルツェネルの生誕後百五十年(昭和八年)／二四、虎列拉菌発見後五十年(昭和九年)／二五、殉死の話／二六、仏教に於ける断肉思想の根柢／二七、近世に於ける食事の度数／二八、鉢巻と肥人／二九、小便無用／三〇、鎖国時代に來た洋婦人／三一、瘡守稻荷／三二、女角力／三三、佐倉怪談の真相／三四、金箔を剥ぐ／三五、人種的遺伝の上より觀たる日本人の長所と短所

「目次」(『医事を背景に史実の種々相』)より

「内務省委託本」中の『医事を背景に史実の種々相』は検閲正本であり、そこには検閲業務の様々な痕跡が残されている。見返し部分上部には、図書課長印、事務官印、そして青鉛筆で「2月21日納本」とある。下部には検閲官二名（柴田、内山）の印、赤鉛筆で「参考」、そしてブルーブラックの万年筆で「史上の事実で、医学に関係のあることを随筆的に述べたもの。たとえば、徳川将軍の病的性格や、清盛の熱病の解釈等。その他主として徳川時代の史実が多い」と柴田検閲官によるコメントがみられ、その横に内山検閲官による「支障なし」とのペン書きがある。検閲官による内容チェックは全て赤鉛筆による書き込みである。全体にわたるものとしては見出し部分への「✓」がある。「自序」や「目次」、そして各章の見出し部分には概ね「✓」が付されている。本文へのパーレンや施線がみられる部分は限られる。他人の妻を強奪するという徳川綱吉の「乱倫行為」について記した件（44 頁）にパーレンが付されている他は、「九、日本男娼史考」の章に書き込みが集中している。84—85 頁、88 頁、104—105 頁、106—107 頁の本文に施線、107 頁にはパーレンも付されている。



『医事を背景に史実の種々相』見返し  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

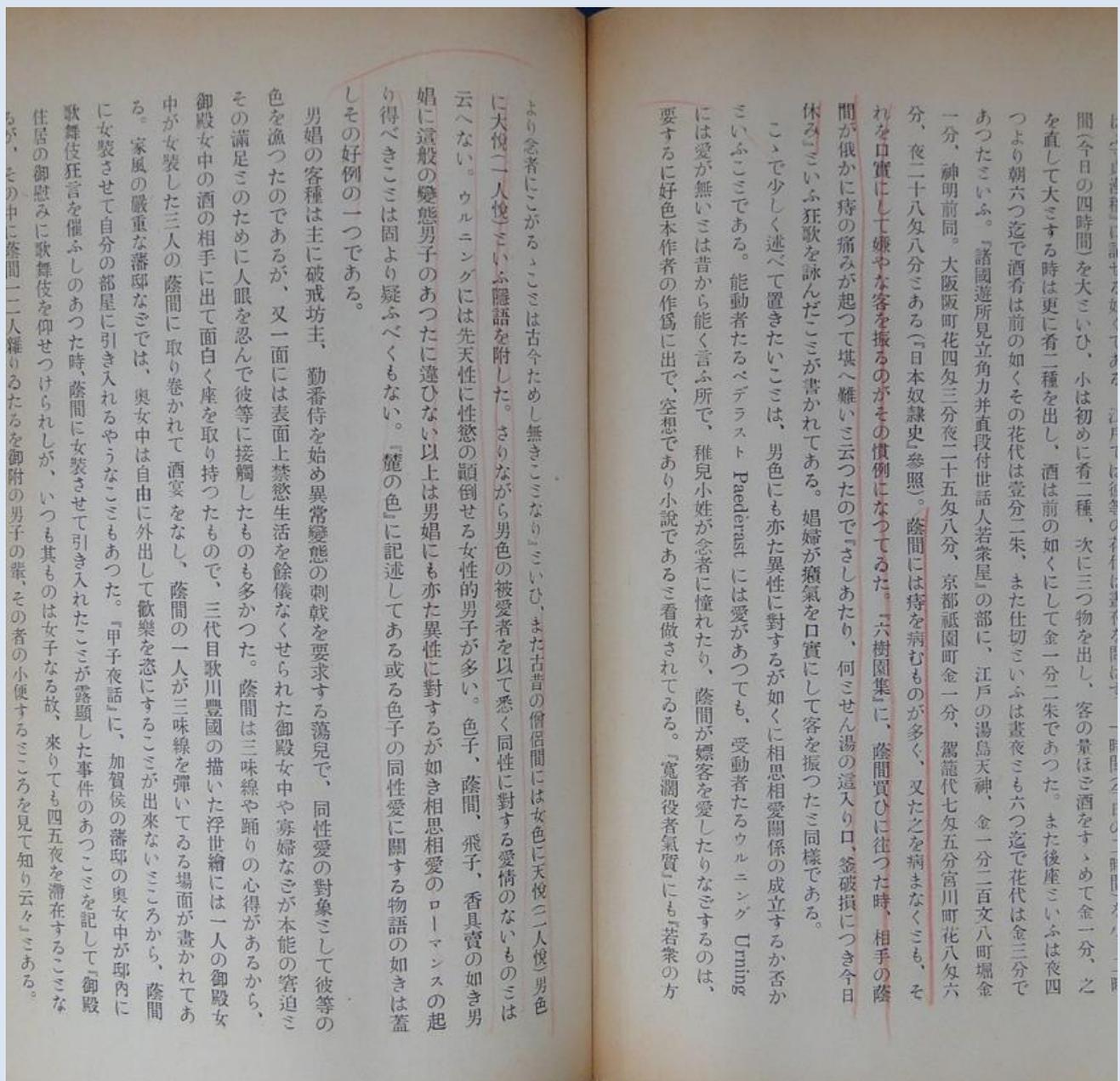
これらの痕跡から検閲の様相を再構築すれば、以下のように考えることが可能である（検閲業務の実際については安野一之氏によるレポート第1号『「内務省委託本」調査余滴』も参照していただきたい）。残された「✓」の様相が示すように、担当検閲官は赤鉛筆を用いて、まずは図書の冒頭から順次チェックを行った。その際、「一般標準」に照らして問題と考えられる箇所には施線やパーレンを付した。複数箇所にもわたって問題視されたのは風俗壊乱の「猥褻なる事項」への抵触であろう。一例として以下の記述を挙げておく。

蔭間には痔を病むものが多く、又た之を病まなくとも、それを口実にして嫌やな客を振るのがその慣例になつてゐた。『六樹園集』に、蔭間買ひに往つた時、相手の蔭間が俄かに痔の痛みが起つて堪へ難いと云つたので『さしあたり、何とせん湯の這入り口、釜破損につき今日休み』といふ狂歌を詠んだことが書かれてある。娼婦が病気を口実にして客を振つたと同様である。

ここで少しく述べて置きたいことは、男色にも亦た異性に対するが如くに相思相愛の成立するか否かといふことである。能動者たるペデラスト Paederast には愛があつても、受動者たるウルニング Urning には愛が無いとは昔から能く言ふ所で、稚児小姓が念者に憧れたり、蔭間が嫖客を愛したりなどするのは、要するに好色本作者

の作為に出て、空想であり小説であると看做されてゐる。『寛闊役者氣質』にも『若衆の方より念者にこがるゝことは古今ためし無きことなり』といひ、また古昔の僧侶間には女色に天悦(二人悦)男色に大悦(一人悦)といふ隠語を附した。さりながら男色の被愛者を以て悉く同性に対する愛情のないものとは云へない。ウルニングには先天性に性欲の転倒せる女性的男子が多い。色子、蔭間、飛子、香具賣の如き男娼に這般の変態男子のあつたに違ひない以上は男娼にも亦た異性に対するが如き相思相愛のロマンスの起り得べきことは固より疑ふべくもない。『麓の色』に記述してある或る色子の同性愛に関する物語の如きは蓋しその好例の一つである。

106-107 頁(『医事を背景に史実の種々相』より)



間(今日の四時間)を大いひ、小は初めに肴二種、次に三つ物を出し、客の量ほこ酒をすゝめて金一分、之を直して大さする時は更に肴二種を出し、酒は前の如くにして金一分二朱であつた。また後座さいふは夜四つより朝六つ迄で酒肴は前の如くその花代は壹分二朱、また仕切さいふは晝夜とも六つ迄で花代は金三分であつたさいふ。諸國遊所見立角力并直段付世話人若紫屋の部に、江戸の湯島天神、金一分二百文八町堀金一分、神明前同。大阪阪町花四匁三分夜二十五匁八分、京都祇園町金一分、駕籠代七匁五分宮川町花八匁六分、夜二十八匁八分である(『日本奴隷史』参照)。蔭間には痔を病むものが多く、又た之を病まなくとも、それを口實にして嫌やな客を振るのがその慣例になつてゐた。『六樹園集』に、蔭間買ひに往つた時、相手の蔭間が俄かに痔の痛みが起つて堪へ難い云つたので「さしあたり、何みせん湯の這入り口、釜破損につき今日休み」さいふ狂歌を詠んだこみが書かれてある。娼婦が瘰癧を口實にして客を振つたと同様である。

こ、で少しく述べて置きたいこみは、男色にも亦た異性に対するが如くに相思相愛關係の成立するか否かといふことである。能動者たるベデラスト Paedophile には愛があつても、受動者たるウルニング Uring には愛が無い昔から能く言ふ所で、稚兒小姓が念者に憧れたり、蔭間が嫖客を愛したりなごするのは、要するに好色本作者の作爲に出て、空想であり小説であるを看做されてゐる。『寛闊役者氣質』にも『若衆の方

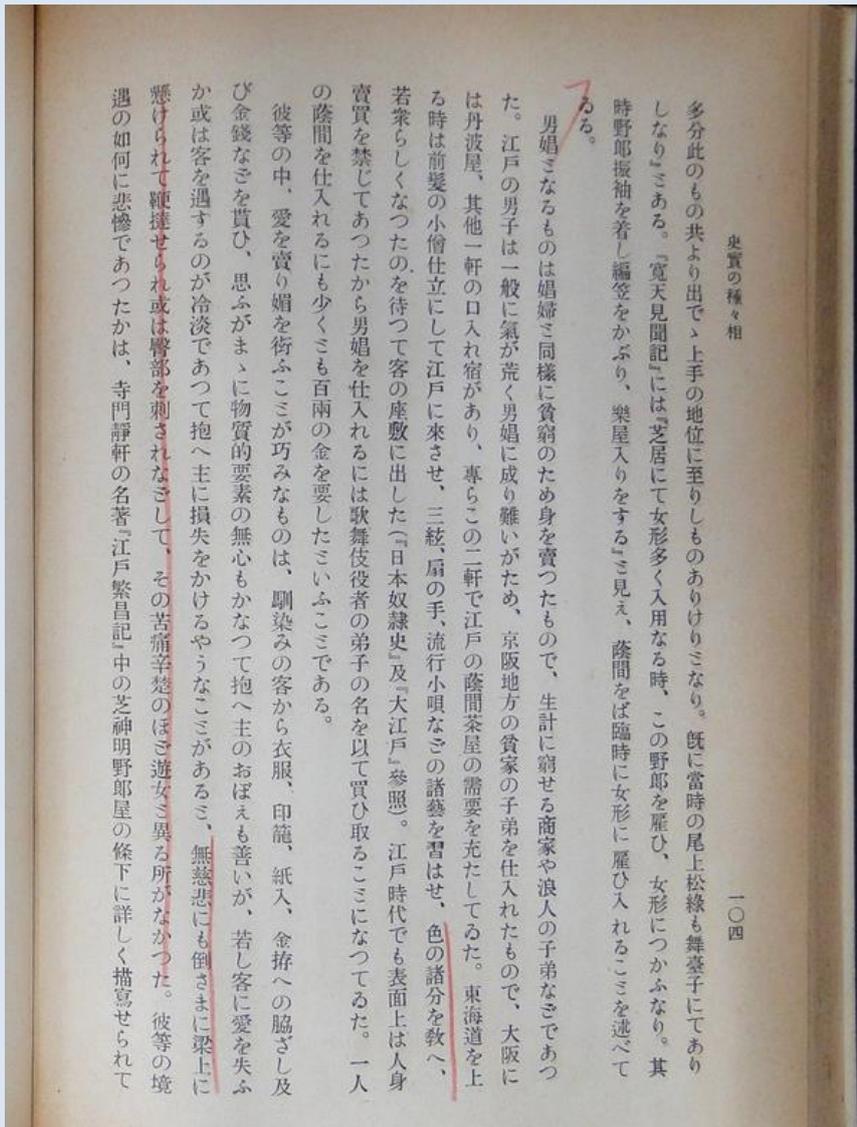
より念者にこがるゝこみは古今ためし無きことなり」さいふ、また古昔の僧侶間には女色に天悦(二人悦)男色に大悦(一人悦)さいふ隠語を附した。さりながら男色の被愛者を以て悉く同性に対する愛情のないものこみ云へない。ウルニングには先天性に性欲の顛倒せる女性的男子が多い。色子、蔭間、飛子、香具賣の如き男娼に這般の変態男子のあつたに違ひない以上は男娼にも亦た異性に対するが如き相思相愛のロマンスの起り得べきこみは固より疑ふべくもない。『麓の色』に記述してある或る色子の同性愛に関する物語の如きは蓋しその好例の一つである。

男娼の客種は主に破戒坊主、勤番侍を始め異常變態の刺戟を要求する蕩兒で、同性愛の對象として彼等の色を漁つたのであるが、又一面には表面上禁慾生活を餘儀なくせられた御殿女中や寡婦なきが本能の窘迫その満足のために人眼を忍んで彼等に接觸したのも多かつた。蔭間は三味線や踊りの心得があるから、御殿女中の酒の相手に出て面白く座を取り持つたもので、三代目歌川豊國の描いた浮世繪には一人の御殿女中が女装した三人の蔭間に取り巻かれて酒宴をなし、蔭間の一人が三味線を弾いてゐる場面が畫かれてある。家風の嚴重な藩邸なきでは、奥女中は自由に外出して歡樂を恣にするこみが出来ないところから、蔭間に女装させて自分の部屋に引き入れるやうなこみもあつた。『甲子夜話』に、加賀侯の藩邸の奥女中が邸内に歌舞伎狂言を催ふしのあつた時、蔭間に女装させて引き入れたこみが露顯した事件のあつこみを記して「御殿住居の御慰みに歌舞伎を仰せつけられしが、いつも其ものは女子なる故、來りても四五夜を滞在するこみなるが、その中に蔭間二人羅りたるを御附の男子の輩、その者の小便するところを見て知り云々」こみある。

「猥褻なる事項」以外にも、次の箇所などは「残忍なる事項」で問題視された可能性がある。

彼等の中、愛を売り媚を銜ふことが巧みなものは、馴染みの客から衣服、印籠、紙入、金拵への脇ざし及び金銭などを貰ひ、思ふがまゝに物質的要素の無心もかなつて抱へ主のおぼえも善いが、若し客に愛を失ふか或は客を遇するのが冷淡であつて抱へ主に損失をかけるやうなことがあると、無慈悲にも倒さまに梁上に懸けられて鞭撻せられ或は臀部を刺されなどして、その苦痛辛楚のほど遊女と異なる所がなかつた。

104 頁(『医事を背景に史実の種々相』より)



『医事を背景に史実の種々相』p.104  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

また、先に言及した綱吉の「乱倫行為」を記した箇所(44 頁)は「乱倫なる事項」として問題視されていた可能性もあるだろう。そして、こうした機械的チェックの後に、図書全体の性格を俯瞰してペン書きで先のコメントを記入したものと考えられる。結果として、本書は「支障なし」との判断が下され処分に付されることはなかった。その理由としては、本書の性格が「史上の事実で、医学に関係のあることを随筆的に述べたもの」であること、また、最初のチェックで問題視された箇所は図書全体の一部であり、「特殊標準」における「不穩ヶ所の分量」の規定に照らして処分に値しないと判断されたためと解される。こうした判断は、図書課長印や事務官印の存在から上司による承認も受けていたことが判る。

したがって、本書の検閲においても、田中の執筆意図を検閲官が斟酌した形跡は見られない。「自序」に明らかなように、本書は医学的内容を扱うものであっても性研究を標榜した著作ではなく、性的内容そのものの記述を意図してはいないと田中は主張していた。だが、実際の検閲において、そのような著者の意図が最初に斟酌されて検閲基準が緩和されるなどという事態は起こらない。本書が検閲をパスしたのも、著者の意図が汲まれたからではなく、検閲基準に則った業務の結果、結果的に処分対象として判断されなかったからに過ぎないと言える。

## おわりに

本稿では、「内務省委託本」中の一冊の本を手がかりに、現在では余り顧みられることのない田中香涯の存在を掘り起こすとともに、田中の著作における発売を禁止された本と検閲をパスした本の内実を比較してみた。そして、田中の執筆活動と内務省による出版検閲との関わりをたどることで、戦前の出版検閲における検閲基準の運用について考察した。当時、実際の検閲業務で用いられる検閲基準やその運用の実態は、ほとんど一般に知られていなかった。したがって、大正期の「内閲」のような例外がなかったわけではないが、基本的に執筆者側は経験則に頼りつつ手探りで処分の回避を図るほかなかった。こうした状況が、田中の例のように、自らの執筆意図が無視され不当に厳しい処分が下されているという執筆者側の憤懣をもたらす要因となっていたと考えられる。

一方で、内務省側の資料から判るのは、検閲業務が一定の基準とその運用則のもとに機械的に遂行されていた実態である。だが、「一般標準」「特殊標準」という内規が存在するとしても、実際の検閲業務にあたっては、さらにそれを具体的表現に当てはめた基準が必要とされた。『医事を背景に史実の種々相』のように、「参考」と記されて保存された図書は検閲基準運用上の具体的な判断例にあたるものと解される。当然、個々の検閲における判断から恣意性を完全に排除することはできないが、こうした判断例を積み重ねることで、内務省側は運用段階における検閲基準の一貫性をできるだけ確保しようとしていたと推察される。無論、そこには検閲官が執筆者の意図に配慮する余地はなかった。検閲基準の一貫性を志向する内務省側と、個々の検閲における裁量を要求する執筆者側とは、戦前の検閲制度において擦れ違わざるを得ない存在であったと言えるだろう。

---Writtenby-----

新井正人 1986年生

慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程在学中

駒場東邦中学校・高等学校非常勤講師。

2009年から内務省委託本の調査・研究に取り組んでいる。

## 千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。(OPAC、Web-OPACには対応していません)
- 詳しくは図書館職員までお問い合わせください。

発行：千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ：千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話 03-5211-4290